佐賀県「ストップ糖尿病」対策会議設置要綱

(設置)

第1条 佐賀県の糖尿病対策方針を検討し、糖尿病の予防や重症化予防、糖尿病を原因と する人工透析者を減らすために医療機関と保険者及び行政が連携を強化することを目的 として『佐賀県「ストップ糖尿病」対策会議』を(以下「会議」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。
 - (1) 佐賀県の糖尿病対策の方針に関すること
 - (2) 糖尿病の発症予防及び重症化予防に関すること
 - (3)糖尿病対策の県・市町・医師会、及び関係機関等との連携方策に関すること
 - (4) その他糖尿病対策の体制整備に係る必要な事項

(組織)

- 第3条 会議は、次に掲げる分野を代表する者(以下「委員」という。)をもって組織する。
 - (1)医療関係者
 - (2) 保険者
 - (3)糖尿病治療に関わる職能団体
 - (4) 行政機関

(会長、副会長)

- 第4条 会議に会長及び副会長各1名を置き、委員の中から互選する。
- 2 会長は、県会議の会務を総理し、本会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 会議は、会長が招集し、その座長となる。
- 2 会長は、会議の運営上必要と認める場合は、委員以外の者の出席を要請し、意見又は 説明を求めることができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、佐賀県健康福祉部健康福祉政策課内に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、平成28年10月17日から施行する。

佐賀県庁関係各課·保健福祉事務所

会議構成団体

| Г |
|---------------------------|
| 団体名 |
| 佐賀県医師会 |
| 佐賀大学医学部糖尿病専門医 |
| 佐賀大学医学部腎臓専門医 |
| 各地区医師会 |
| 基幹病院 (糖尿病専門医) |
| 佐賀県糖尿病協会 |
| 佐賀県歯科医師会 |
| 佐賀県薬剤師会 |
| 佐賀県看護協会 |
| 佐賀県栄養士会 |
| 佐賀糖尿病療養指導士会 |
| 糖尿病コーディネート看護師育成・支援事業運営委員会 |
| 佐賀県国民健康保険団体連合会 |
| 全国健康保険協会佐賀支部 |
| 市町代表・佐賀県後期高齢者医療広域連合 |